

# 新潟日米協会規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は新潟日米協会という。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、日米両国の社会の相互発展、並びにグローバルな世界での市民社会の発展のために、両国の間での相互理解及び市民レベルでの公益に関わる諸活動を新潟県内等において推進し、日米間の交流に寄与することを目的とする。

(所在地)

第3条 本会の所在地は新潟市とする。

## 第2章 事 業

(事業)

第4条

- 1 本会は第2条に規定する目的を達成するために次の事業を行う。
  - (a) 定例会、レセプション等の日米交流に関する事業
  - (b) 講演会、講習会、展示会等の文化活動、及びスポーツ交流等の事業
  - (c) 日米交流、日米の協働活動に関わる情報の発信及び交換
  - (d) その他、上記の活動を推進するにあたり必要あるいは有意義な国際交流、又は新潟県の経済、文化交流に資する公益を目的とした諸活動

(事業実施における中立、事業の成果の共有)

- 2 上記の事業の計画、実施、評価にあたっては、自由で平和的な国際社会の実現、日米両国の社会への貢献を旨とし、政治的、経済的、宗教的立場からは中立でなければならない。事業の成果については、公益のため用いるものとする。

## 第3章 会 員

(会員)

第5条 前条の目的に賛同する者は、国籍を問わず以下の区分に従い本会の会員となることができる。

- 1 正会員は、個人会員、法人会員、学生会員をいう。
  - (a) 個人会員 本会の目的に賛同する個人
  - (b) 法人会員 本会の目的に賛同する法人等
  - (c) 学生会員 本会の目的に賛同する個人で、本会の運営規則に従い、その条件を満たすもの

2 賛助会員は、本会の目的並びに活動に賛同する個人又は法人等の内、本会との事前の合意の下、その支援並びに協力を各種方法により提供するものをいう。

3 名誉会員は、理事・幹事会の推薦により、総会で授与することができる。名誉会員は終身とする。

(会員の資格喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (a) 退会したとき
- (b) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (c) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (d) 2年以上会費を滞納したとき
- (e) 除名されたとき

(退会)

第7条 会員は、理事・幹事会の議決を経て、退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- (a) この規約に違反したとき
- (b) この会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をし又は資産に損害を与えたとき
- (c) 総会の議決事項に違反したとき

(抛出金品の不返還)

第9条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(役員)

第10条 本会には次の役員を置く。

- (a) 会長 1名
- (b) 副会長 若干名
- (c) 専務理事 若干名
- (d) 理事 18名以内
- (e) 幹事 10名程度
- (f) 監事 2名
- (g) 必要に応じて、会長代行、顧問、名誉会長等の職を置くことができる。

(役員を選任)

第11条

- 1 会長、副会長は理事・幹事会の推薦により、総会において承認する。
- 2 会長代行は副会長中より理事・幹事会の推薦により、総会において承認する。

- 3 顧問及び専務理事は、理事・幹事会の推薦により、総会において承認する。
- 4 理事並びに幹事及び監事は、会員中より総会において承認する。

(役員任期)

#### 第12条

- 1 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた時は補充することができる。但し、補充する役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合は後任者の就任するまで、その職務を行う。

(役員職務)

#### 第13条

- 1 会長は、本会を代表し会務を遂行する。
- 2 会長代行は、本会の会務を会長に代行し遂行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会務の遂行を行う。
- 4 専務理事は、会長・副会長を補佐し、会務の遂行を行う。
- 5 理事は理事・幹事会を構成し、会務の審議を行う。
- 6 幹事は理事・幹事会を構成し、理事を補佐し、会務の遂行を行う。
- 7 監事は会計を監査する。

## 第5章 会議

(会議)

#### 第14条

- 1 本会の会議は理事・幹事会、総会、その他理事・幹事会の承認をもって行われる各種会議とする。
- 2 総会は本会の正会員により構成され、会長の招集により、各年度において定期的に1回以上開かれるものとする。
- 3 理事・幹事会は本会の理事並びに幹事及び他役員により構成され、会長の招集により、各年度において定期的または必要に応じ開かれるものとする。
- 4 その他の各種会議の方法等については、上記各会議の趣旨を損なわない範囲で理事・幹事会にて随時定めるものとする。

(議長)

#### 第15条

- 1 総会における議長は、会員の中から選出する。
- 2 理事・幹事会での議長は、各回において出席役員あるいは出席理事より選出する。

## 第6章 プロジェクトチーム

(プロジェクトチーム)

### 第16条

- 1 本会は、当規約第2条の目的の遂行のためにプロジェクトチームを置くことができる。
- 2 プロジェクトチームは、目的と期間を定め、理事・幹事会で承認する。

## 第7章 事務局

(事務局)

第17条 事務局は、会長が本会の設立趣旨に鑑み、委託するものとする。

## 第8章 会計

(会費)

### 第18条

- 1 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、及び特定非営利法人活動法の趣旨に沿う事業収入によるものとする。
- 2 各年度の会費については会員区分に従って別途定める。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌3月31日とする。

(監査)

### 第20条

- 1 監事は、各年度を単位として会計報告を行う。
- 2 監査報告は、事前に理事・幹事会の承認を得た後、当該会計年度の終了後最初に開かれる総会での報告とする。
- 3 会長は、監事に対し必要ある時は随時その報告を求めることができる。

## 第9章 規約の改正

第21条 本規約の改正は、理事・幹事会に諮り、総会の承認を得るものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成25年5月29日から改正施行する。
- 3 この規約は、平成26年4月23日から改正施工する。